

令和 8 年度
荒川区介護サービス事業者研修業務
委託事業者公募要項

令和 7 年 12 月
荒川区

1 目的

この要項は、荒川区介護サービス事業者研修業務委託の受託者を価格のみならず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の趣旨

高齢化が進展し現役世代の減少が見込まれるなかで、高齢になっても、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り、最期まで送ることができるような仕組みづくりが必要ななか、区内に所在する介護保険サービス事業者に対し、「自立支援型マネジメント」、「医療と福祉の連携」等を図る専門的研修や医療・障がい連携に係る研修、その他の研修を実施することで、介護サービスの質の向上及び介護人材の定着を図ることを目的として、年間を通じた研修事業を実施するものである。

3 委託概要

（1）契約件名

令和8年度荒川区介護サービス事業者研修業務委託

（2）業務概要

区内介護サービス事業者を対象とした研修及びその関連業務。

詳細は別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※毎年度、履行状況の評価を行い、評価結果が良好である場合には、翌年度も契約相手方とする場合がある。

（4）履行場所

荒川区指定場所

（5）提案限度額

3,665,200円（税込）

※限度額を超過した提案は無効とする。

※令和7年度荒川区議会2月会議において令和8年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更する場合がある。

4 プロポーザルの参加資格

自治体等において介護保険サービス事業者の職員を対象とした研修を実施した実績がある法人その他の団体で、業務を円滑に遂行できる安定的、かつ、健全な財務能力を有し、次の要件を全て満たすことができるものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されており、

- 荒川区を申請先自治体としていること。
- (3) 法令、荒川区条例、荒川区規則により制約が課され、責任業務等が生じる旨を了承できること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置期間中でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

5 選定スケジュール

	事項	年月日
1	公募開始、区ホームページにて公募要項公表	令和7年12月11日（木）
2	参加申込書受付締切	令和7年12月24日（水）
3	質問受付締切	令和7年12月24日（水）
4	質問回答期限	令和8年1月8日（木）
5	提案書提出締切	令和8年1月19日（月）
6	評価委員会の開催	令和8年2月上旬
7	優先交渉権者決定	令和8年2月中旬
8	契約審査委員会付議	令和8年2月下旬
9	最終審査結果通知	令和8年3月上旬
10	契約締結	令和8年4月

6 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出書類	提出部数
①参加申込書（様式第1号）	1部
②法人の概要（様式第3号）	1部
③法人の財務諸表（直近3か年分・任意様式） ※設立から3期末満の決算しか迎えていない場合は、設立以降、決算期を迎えたすべての事業年度の財務諸表を提出すること。設立から1度も決算を迎えていない場合は、「事業計画書」（任意様式）を提出すること。	1部

(2) 提出先及び提出方法

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区福祉部介護保険課事業者支援係
(本庁舎2階①窓口)へ直接持参又は郵送

(3) 提出期限

令和7年12月24日(水) 16時(必着)

(4) 参加辞退

参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第2号)を提出すること。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下により行う。

(1) 質問の受付

①質問受付期間 令和7年12月11日(木)から12月24日(水)16時まで

②質問方法

電子メールにより行う。件名は「介護サービス事業者研修業務委託事業者公募に関する質問【事業者名】」とし、「質問書」(様式第4号)に必要事項と質問内容を記入の上、添付すること。

③受付アドレス

kaigohoken@city.arakawa.lg.jp

(2) 質問への回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として令和8年1月8日(木)までに電子メールにて回答を送付する。

(3) その他

①質問者の名称等は公表しない。

②審査・評価に関する質問には応じない。

③受付期間以外の質問、所定の方法以外による質問には応じない。

8 提案書等の提出

本業務を実施するうえでの基本的な考え方や取組方法等を審査するため、別に示す仕様書を踏まえて下記の提案書等を作成し、提出すること。ただし、審査に当たり区が特に必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

①荒川区介護サービス事業者研修業務委託提案書(様式第5号)

②実績調書(様式第6号)

③研修計画(様式第7号)

④過去の研修案内チラシ及び研修資料(2種類)(任意様式)

⑤講師プロフィール(任意様式)

⑥研修実施報告書(任意様式)

- ⑦研修実施経費積算書（様式第8号）
- （2）提出部数
正本1部、副本6部
- （3）提出期限
令和8年1月19日（月）16時
- （4）提出方法
事前に電話連絡のうえ、担当部署の窓口に持参のこと（郵送不可）。
受付時間：8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- （5）作成にあたっての注意点
- 規定の様式に記載の質問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。
※各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること。
 - 提案書（様式第5号）の記載にあたっては、書体は自由、文字は12ポイント、原稿サイズはA4サイズ（横書き）とし、写真やグラフ、イラストの使用は可とする。また、項目ごとで提案事業者において拡張可能とするが、全体のページ数は最大12ページ（別添様式を除く。）とする。
 - 印刷は、原則として、A4判縦左綴じ、両面印刷（様式ごと）とし、白黒・カラーはいずれも可とする。
 - 提出にあたっては、様式ごとに見出しラベルを添付した上で、フラットファイルに綴じて提出すること。
 - ファイルの表紙及び背表紙に、「介護サービス事業者研修業務委託提案書類」と記載すること。正本の表紙には事業者名も記載すること。
 - 副本のファイル、提案書類等には、事業者名、事業者名等が特定できる事項は記載しないこと。
 - 様式については、印刷書類のほか、電子データ（電子メールによるファイル送信）により提出すること。

9 審査の実施

（1）審査の実施体制

事業者から提案された「令和8年度荒川区介護サービス事業者研修業務委託提案書（以下「提案書」という。）」等の内容を、「荒川区介護サービス事業者研修業務委託事業者候補者選定に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において審査・評価する。なお、評価委員会が必要と認めた事項については、事業者に別途資料を要求し、審査・評価するものとする。

（2）審査方法

評価委員会を開催し、提出された提案書等に基づき書類審査を行う。
審査は、応募事業者名（類推される記載）を伏して非公開で行う。

※二次審査（プレゼンテーション審査等）は原則として行わない。

（3）優先交渉権者の決定

評価委員会は、応募事業者の中から1事業者を、優先交渉権者として決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募事業者に対し文書にて通知するととともに、区ホームページへの掲載により公表する。

11 契約の締結

- （1）審査の結果、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者として、契約締結交渉を行うものとする。
- （2）優先交渉権者が選定後、参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合又は区と委託業務契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約締結交渉を行うことができるものとする。
- （3）選定後、委託候補事業者の取組体制等が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

12 その他

- （1）本件の応募に関し、評価委員並びに本件に関係する区職員との不適切な接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合には、内容によっては失格とする。
- （2）応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- （3）応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
- （4）応募書類等は、電子媒体を含め返却しない。また、応募書類については、区が必要と認めるときは、公表できるものとする。
- （5）提案限度額を上回る金額提示による提案は不可とする。
- （6）提出方法、提出期限に適合しないもの、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの、記載すべき事項以外の内容が記載されているものについては、無効となることがある。なお、無効となった場合は、その時点で公募の参加資格を失うものとする。

13 連絡先（担当部署）

荒川区福祉部介護保険課事業者支援係

所在地：荒川区荒川二丁目2番3号（区役所2階 ①窓口）

電話：03-3802-4037

FAX：03-3803-1504

E-mail：kaigohoken@city.arakawa.lg.jp